

平成二十三年法務省令第四十四号

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

施行規則

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成二十三年政令第四百二十号)に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則(平成三年法務省令第二十七号)の全部を次のよう改正する。

(法第四条の許可の申請)

第一条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「法」という。)第四条第三項に規定する申請は、次に掲げる書類を提出して行わなければならない。

一 別記第一号様式による特別永住許可申請書一通
二 写真(申請の日前六ヶ月以内に撮影されたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。次条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項及び第二項において同じ。)一葉
三 本邦で出生したことを証する書類
四 出生以外の事由により本邦に在留することとなつた者にあつては、当該事由を証する書類

五 平和条約国籍離脱者の子孫であることを証する書類

二 十六歳に満たない者について前項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。

第二条 法第五条第三項に規定する申請は、次に掲げる書類を提出して行わなければならない。

一 別記第二号様式による特別永住許可申請書一通
二 写真一葉
三 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫であることを証する書類

二 前項の申請に當たつては、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第十九条

の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。)を提示しなければならない。

第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真を表示するものとする。

法第八条第四項に規定する特別永住者証明書(特別永住許可書)は、ローマ字により表記するものとする。

式は、別記第三号様式による。

別記第三号様式による。

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
(施行期日)

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、提出その他の行為（以下この条における申請等の行為といいう。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」といいう。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

する相当様式の書面とみなす。

る。この省令は、令和三年五月一日から施行す
九号

附 則（令和五年三月一七日法務省令第
七号）抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一〇月二十五日法務省令
第三八号）

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 貝 三七号)
抄 (令和六年五月二九日 法務省令第
(施行期日)

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第二 第十七条(関係)	特別永住者が自ら 出頭して行うこと とされている行為	当該特別永住者に代わつ てする行為
法第十一條第一項 の規定による届出	法第十二條第一項 又は第二項の規定 による申請	法第七条第一項に定める届 出書等の提出及び同条第 二項に定める旅券等の提 示等に係る手続
法第十三條第一項 の規定による申請	法第十四條第一項 又は第三項の規定 による申請	法第八条第一項に定める申 請書等の提出及び同条第 二項において準用する第 七条第二項に定める旅券 等の提示等に係る手続
法第十一條第二項 (法第十二條第三 項、第十三條第二 項及び第十四条第 四項において準用 する場合を含む。) の規定により交付 される特別永住 者の証明書の受領	法第十一条第二項 の規定による申請	法第九条第一項に定める申 請書等の提出及び同条第 二項に定める旅券の提示 等に係る手続
別記第一号様式(第一 条関係)	この項の上欄の規定によ り交付される特別永住者 の証明書の受領に係る手続	法第十条第一項又は第二項 に定める申請書等の提出 及び同条第三項において 準用する第七条第二項に 定める旅券等の提示等に 係る手続

第二回定期式(第三回定期式)(回付年額)・(回付年額)		(回付年額)
日本銀行定期券		
許可番号	支別名	年号
國籍・地域	氏名	性別
出生日		
日本銀行定期式の基づき日本銀行を監査した事務の社員に依頼する 特殊監査、或は、渠等に基づき監査を受けるとして本社に在住するこ と許可します。		
年 月 日		
代理人監査官名 常務		
(印) 国税庁大臣の印 球磨郡久留米町大字久留米		

別記第四号様式（第四条関係）

別紙第4号様式(西日本版用) (中古車等一括登録用)	
(第)	
日本国政府	特許庁長官認証書
文部省	番号
生年月日 年 月 日	姓別
国籍・地域	字 真
住居地	
この登録料は 年 月 日まで支拂えます。	
由日本販賣管理税管	
(第)	
住民登記割	
提出年月日	住民登記割
交付年月日 年 月 日	

別記第五号様式（第六条関係）

別記第六号様式（第七条関係）

別記第七号様式（第八条関係）

別記第八号様式（第九条関係）

別記第九号様式（第十条関係）

別記第十号様式（第十条関係）

別記第十一号様式（第十一条関係

別記第十一号様式(第一回公債)(の次回まで一回毎)	
日本國政府借款	
別記水道本管の兩行交付申請会合書	
第	
下記のとおり、日本國の水道本管の兩行を申請する。其の主な事項は、左記のとおりである。 公債額は、前回の公債額より本管の公債額を以て、本会合書に記入せらる。 在りて日本銀行の水道本管の兩行を申請することを願ひます。	
記	
1	特別水道本管兩行交付申請会合の件名
2	生年月日
3	國籍・城邑
4	居所地
5	提出
年 月 日	
上記は實體要領を多當	

別記第十二号様式（第十二条関係）

別記第十二号様式（第十二条関係）（印込用紙）	
日本国政府用紙	
署名	年月日
平成 村 田 伸 喜	
<input type="checkbox"/> 印紙	
出入国在留管理局長官印	
会員登録番号	
日本國との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(以下「本法」といいます)、上記会員登録料として納付します。	
捺印者氏名	
平成 村 田 伸 喜	
(注) 用紙の大きさは、日本公文書規格A4判4巻上です。	

別記第十三号様式（第十九条関係）

別記第十三号様式（第十九条関係）（印込用紙）	
日本国政府用紙	
署名	年月日
平成 村 田 伸 喜	
1. 年月日	
2. 生年月日	
3. 国籍・地域	
上記の事について、出入国在留管理局長官より出入国登録許可を貰うことを認められた者は、本法の規定に依りその権利を享受するものと規定したので、日本國との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(以下「本法」といいます)の規定に従つて、適用されます。	
年月日	
出入国在留管理局長官印	